

緊急事態宣言延長に伴う市施設の利用制限について

令和3年2月3日
保健福祉局

市施設につきましては、緊急事態宣言の発出を受け、施設ごとの感染リスクに応じた利用制限を行っているところですが、この度の宣言の延長を受け、引き続き、利用制限を行います。

1 延長期間

緊急事態宣言発出期間の末日まで

2 利用制限について ※ これまでの取り扱いに変更はありません

(1) 休館する施設

いきいきプラザ、いきいきセンター、幸老人センター、おゆみ野ふれあい館

(2) 利用時間の短縮などの制限を行う施設

ア 利用時間の短縮

いずれの施設も、原則として18時以降(18時をまたぐ時間帯の予約枠を含む。)の利用(夜間利用)を停止する。

イ その他の利用制限

区分	利用制限の内容
屋内運動施設	利用を停止 ※ ポートアリーナのメインアリーナは、感染防止対策を講じた上で貸出
子育て関連施設(子育て支援館など) 観覧施設(美術館など)	利用人数、時間等を制限

(3) イベントや講座など

開催の形態により、中止又は延期となる場合がある。